

議案第7号

平成25年度館林衛生施設組合一般会計予算

平成25年度館林衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ509,421千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成25年3月27日提出

館林衛生施設組合

管理者 安楽岡 一 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		367,831
	1 負担金	367,831
2 使用料及び手数料		27,000
	1 手数料	27,000
3 国庫支出金		15,750
	1 国庫補助金	15,750
4 財産収入		17
	1 財産運用収入	17
5 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		23
	1 組合預金利子	1
	2 雑入	22
8 組合債		63,800
	1 組合債	63,800
歳 入 合 計		509,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		691
	1 議会費	691
2 総務費		33,739
	1 総務管理費	33,651
	1 監査委員費	88
3 衛生費		474,491
	1 清掃費	474,491
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		509,421

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ごみ処理施設等建設事業	63,800	証書借入又は証券発行によることとし、財政の都合により起債前借することとする。	年 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	償還は据置期間を含め 18 年以内の半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還とし、借入先の融通条件による。 ただし、組合財政の都合により繰上償還をなし、若しくは、低利債に借換えすることができる。償還財源は、一般歳入等による。
計	63,800			